

行動計画5年目（2025年4月から2026年3月末）の実施状況報告

2026年6月

ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議

2020年に策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画（以下「行動計画」という。）の第4章では、行動計画の実施状況を、毎年、関係府省庁連絡会議¹において確認することとしている。行動計画5年目（2025年4月から2026年3月末まで）²の政府の主な取組は、以下のとおり。

1 行動計画推進のための枠組みにおける議論

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（以下「関係府省庁会議」という。）並びに同会議決定の下、外務省が開催することとされる「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」（以下「円卓会議」という。）及び「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」（以下「作業部会」という。）において、以下の議論が行われた。

- (1) 2025年5月、第9回円卓会議が持ち回りで開催され、行動計画に係る「4年目レビュー政府報告」について、各府省庁の取組が報告された。
- (2) 同月、第12回関係府省庁会議が開催され、行動計画に係る「4年目レビュー政府報告」及び改定版行動計画案が承認された。
- (3) 7月、第10回円卓会議及び第7回作業部会の合同会合では、改定版行動計画案について、意見交換が行われた。
- (4) 9月、第13回関係府省庁会議が持ち回りで開催され、パブリックコメント用の行動計画案が承認された。10月、同計画案はパブリックコメントに付された。
- (5) 12月、第14回関係府省庁会議において、外務省から改定版行動計画について説明が行われ、同計画が承認された。

¹ 2021年3月、関係府省庁申合せにより「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁連絡会議」が設置された。当該会議は同年12月、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」に改組された。

² 行動計画1年目は、2020年10月から2022年3月末としている。

2 政府による取組

行動計画では、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む84項目の施策が記載されている³。これらの項目について行動計画5年目に各府省庁で実施した取組は別添のとおりであるが、そのうち特に進展した取組を列挙すると次のとおりである。

(1) 人権を保護する国家の義務に関する取組

関係府省庁において、経済主体の一つである政府自身としても率先垂範して人権尊重の取組を進めていく観点から、公共調達における人権尊重の取組を進め、企業における人権尊重の取組を推進するための仕組みづくりとして、2023年4月に決定した公共調達における人権配慮に関する政府の方針に基づき、全関係府省庁において、公共調達の入札説明書や契約書等において、「ガイドラインを踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。」旨の記載を行っている。また、政府職員及び地方公共団体職員に対する研修の実施に努め、周知と能力強化を進めている。独立行政法人においても人権尊重に向けた取組が進められており、例えば日本貿易振興機構（ジェトロ）では、人権尊重方針検討委員会を設置し、人権尊重方針の策定に着手している。

また、国際場裏では、2026年2月にOECD責任ある企業行動（RBC）促進のための政府の役割に関する勧告・ラウンドテーブルを開催し、政府が果たすべき具体的な役割について政府関係者の理解を深めるとともに、改定版行動計画の策定を含む日本政府のRBC関連の取組を共有するなどして、OECD事務局や参加者との情報共有を行った。

日EU間では、日EU・EPA貿易及び持続可能な開発章に基づき、市民社会との共同対話を開催し、分野横断的なテーマとして、貿易と持続可能な開発、環境、労働といったビジネスと人権に関連したトピックについて議論し、議論の概要を外務省HPにおいても公表している。また、日英間においても、日英・EPA貿易及び持続可能な開発章に基づき、同様の対話を実施している。（日EU間の直近の会合は2026年3月、日英間は2025年10月に実施。）。2026年2月には、2025年6月の第6回共同対話で提案されたビジネスと人権に関する日EUの共同のイベントが在欧日系ビジネス協議会（JBCE）、在日欧州ビジネス協会（EBC）及びOECDの共催で実施され、ステークホルダーエンゲージメントに関するピアラーニングが実施された。このような取組は、企業による人権尊重の取組におけるステークホルダーの関与の重要性を共有する観点からも意義を有する。

³ 策定後、新たに実施している3項目が加えられ、現在では、87項目が掲載されている。

さらに、上記1のとおり、行動計画の期間は2020年度から2025年度までであり、行動計画第4章6の規定⁴に基づき、行動計画の改定作業を進めた。具体的には、円卓会議及び作業部会において、改定版行動計画案に関する意見交換を実施し、「『ビジネスと人権』に関する行動計画の3年目意見交換のためのレビューに関するステークホルダー報告書」（2024年3月）も踏まえ、実施体制から優先分野の各テーマに至るまで様々な提案がなされたほか、書面での意見や提言があった。これらの意見は、関係府省庁での検討を踏まえて原案への反映作業が行われた。その後、パブリックコメントを経て内容をより充実させた上で、改定版行動計画は2025年12月の関係府省庁会議において承認された。

（2） 人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組

行動計画5年目においても、引き続き、国内外のサプライチェーンにおける人権尊重の取組及び指導原則に基づく人権デュー・ディリジェンス（以下「人権DD」という。）を促進するための取組が進展した。

企業によるビジネスと人権の取組を後押しするため、これまで政府は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」をはじめとして、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」及び「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を公表してきた。加えて、国際労働基準に関する導入的な啓発資料である「労働におけるビジネスと人権チェックブック」の英訳版を作成し、ウェブサイトへの掲載及びビジネスと人権セミナーの開催により周知を行った。

これらのガイドライン等の周知・普及を行うとともに、企業の人権尊重の取組を促進する活動として、主に以下のような取組を行った。

外務省では、国連開発計画（UNDP）への拠出を通じて、4か国⁵及びASEANを対象に人権DDの研修及び個別のガイダンスセッションを実施し、企業が自社及びそのパートナー企業やサプライヤーの個別の事業状況における人権リスクへの取組方法を学ぶ機会を提供した。また、4か国⁶の政府に対する行動計画等の策定や実施の支援等を行った。日本では、2026年2月に企業における人権DDの普及を目的としたイベントをUNDPと共催し、行動計画の役割や非財務情報の開示をテーマに

⁴ 行動計画第4章6 行動計画公表から5年後の改定に向けて、公表4年後を目処に、関係府省庁連絡会議において、ステークホルダーの意見も踏まえ、行動計画の改定作業に着手する。

⁵ インド、インドネシア、ブラジル、ベトナム

⁶ インドネシア、カンボジア、ブラジル、ベトナム

パネルディスカッションを実施したほか、改定版行動計画や政府作成のガイドライン、手引き、チェックブック及び好事例集を紹介した。

加えて、外務省では、インドネシア及びフィリピンにおいてオンラインセミナーを開催し、日本企業や日本企業進出国の取引先企業向けに、人権DDの実施に関する情報提供を行ったほか、北海道及び京都では、国内の企業を対象に、ビジネスと人権の概念や企業の好事例を紹介するとともに、意見交換を行った。事後のアンケートでは、参加者から、ビジネスと人権の取組方をアップデートできた、取組の糸口がつかめた、サプライチェーン全体の体制を構築する大切さを認識した等の声が寄せられた。

経済産業省では、ガイドラインに基づいた企業の人権尊重の取組を促進するため、人権尊重を経営に組み込む視点について解説するセミナーや、中小企業向けのセミナーを実施し、産業界への周知・啓発を行った。日本貿易振興機構（ジェトロ）では、引き続き「サプライチェーンと人権」特設ウェブサイトにて、海外諸国の法令等の情報発信をしたほか、相談対応を行うとともに、中小企業5社への伴走支援も実施した⁷。また、電子電機産業のサプライチェーンにおける企業間連携を促進する業界団体主導のイニシアティブ、ビジネスと人権に精通した専門人材の育成・強化を支援した。さらに、アジアにおける責任ある企業行動の推進に向け、2025年12月から2026年3月にかけて、東南アジアの経営層・管理職及び業界団体関係者を対象に、日本及びベトナムで研修を実施するなど、国内外で企業の人権尊重の取組を後押しする活動に取り組んでいる⁸。

また、経済産業省として、社会のサステナビリティ（ESG/SDGs）と企業のサステナビリティ（稼ぐ力）を同期化し、ESG/SDGs等の社会課題を経営や投資家との対話に取り込むことで企業の稼ぐ力を強化していくSX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）の実現に向けた経営の強化、効果的な情報開示や建設的・実質的な対話を行うためのフレームワークとなる「価値協創ガイダンス2.0」の普及に引き続き努めるとともに、本ガイダンスに基づき、SXを通じて持続的に成長原資を生み出す力を高め、企業価値向上を実現する先進的企業群を、「SX銘柄」として、「SX銘柄2025」を選定・公表した。先進的なSXの取組が、日本の幅広い企業に普及していくこと及び国内外の投資家等との対話・エンゲージメントが一層促進されることを目的として、選定企業の取組等を紹介したSX銘柄2025レポートも作成・公表している。

⁷ <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2026/0302/5d8955774a0125b3.html>

⁸ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/business-jinken/newsrelease/southeast/southeast-seminar.html>

厚生労働省では、国際労働機関（ILO）に拠出して、アジア地域においてRBC促進プロジェクトや児童労働撤廃推進プロジェクト等を実施し、サプライチェーン上の労働者の人権尊重にかかる政府や企業等の取組を支援している。

農林水産省では、食品企業における人権尊重の取組をより推進するためのセミナーを開催した。この中で、「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を紹介するとともに、食品企業における人権尊重の取組の最前線に立たれている方を講師に招き、講演を実施し、参加企業からセミナーの内容を自社に持ち帰りたい等の声があった。また、ILO 駐日事務所とも協力し、企業と実際の取組を議論しながら、現場での具体的な工夫を共有いただいた事例集を作成し、業界団体 HP に公表した。

環境省では、「日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会」の議論の結果を取りまとめ公表するとともに、その結果も踏まえ、「環境デュー・ディリジェンス推進支援事業」において事業会社のバリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンスの取組を支援した。

こども家庭庁では、「こどもとともに成長する企業構想に関する有識者会議」を開催し、民間企業の取組の見える化や評価、情報提供の仕組みの構築、金融機関とも連携した中小企業等の伴走支援など、「こどもまんなか社会」の実現と企業価値向上の好循環を目指す同構想の具体化に向けた議論を行った。

（3） 救済へのアクセスに関する取組

第217回国会において、「公益通報者保護法の一部を改正する法律」が可決・成立し、2025年6月に公布された（2026年12月に施行）。同法は、近年の事業者の公益通報への対応状況及び公益通報者の保護を巡る国内外の動向に鑑み、①事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、②公益通報者の範囲拡大、③公益通報を阻害する要因への対処及び④公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済を強化するための措置を講ずることを主な改正内容としている。

また、2023年6月の「OECD多国籍企業行動指針」から「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」への改訂を受け、同指針の和訳及び日本連絡窓口（NCP）の個別事例処理手続の改訂版をそれぞれ公表するほか、OECDの各種デュー・ディリジェンスガイダンスを外務省ウェブサイトに掲載し、企業関係者も対象とした周知活動に取り組んでいる。また、2025年2月に個別事例の問題提起書様式を変更するなど、問題提起者の利便性の確保や個別事例処理の円滑化に随時努めている。こうした周知活動や個別事例処理手続の見直し等を通じ、視認性、アクセスのしやすさ及び透明性を含む同指針の中核的実効性基準を満たすとともに、関係省

庁と連携し、同指針改訂の主眼であったNCPの機能強化に取り組んでいる。個別事例においては、日本NCPは、行動指針に基づき、問題提起者と被提起企業に信義誠実に基づくエンゲージメントを求め、必要な場合には、案件終了時に公表する最終声明において勧告を行っている。

(4) 横断的事項

ディーセント・ワークの促進に関して、我が国が未批准であったILO基本条約のうち、「職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第155号）」について、2025年5月の通常国会で締結の承認を得ており、2026年4月の批准書の寄託及び2027年4月の我が国についての効力発生を予定している⁹。

2024年6月、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立・公布された。これにより、現行の技能実習制度を発展的に解消し、特定産業分野のうち、その分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とした育成就労制度を創設した。

2027年4月に運用開始する同制度については、2025年10月までに関係政省令を公布したほか、2026年1月には、分野ごとの受入れ見込数を定める「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（分野別運用方針）が閣議決定された。引き続き、制度の円滑な運用開始に向けて必要な準備を進めている。

また、国際協力機構（JICA）が連携する企業が参加可能な国内の外国人労働者の課題解決に向けたマルチステークホルダーによるプラットフォーム（責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム：JP-MIRAI）の事業の一環として、適切で透明性のある情報を提供すべくポータルアプリを通じて情報発信するとともに、多言語対応の相談・救済窓口事業を展開し、窓口開設以来、5,000件以上の相談対応を行っている。

さらに、AIの利用と人権に関し、外務省では、2021年のユネスコ総会で採択された「AIの倫理に関する勧告」の途上国における実施促進のため、ユネスコと協力し、アフリカ及び小島嶼開発途上国（SIDS）各国を対象として、2022年～2025年の3か年事業「倫理リスクに対処したAI技術に関する対応支援事業」を

⁹ 2026年4月にジルベール・ウングボILO事務局長に批准書は寄託済み。

実施した。また、続けて、2024年～2026年の3か年事業「AIの倫理に関する勧告の実施を通じた効果的なAIガバナンス構築支援」を実施している。

総務省及び経済産業省では、生成AIの普及を始めとする近年の技術の急激な変化等に対応すべく、有識者と議論を重ね、関連する既存のガイドラインを統合・アップデートし、2024年4月に「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」を取りまとめ、AIの開発者、提供者及び利用者の各主体が取り組むべき事項を示すとともに、関係事業者等への周知を図っている。2026年3月には、最新の動向を踏まえ、第1.2版とし更新・公表を行った。加えて、2025年6月にオタワで開催された第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合に個人情報保護委員会が出席し、同会合ではコミュニケ『デジタル時代におけるプライバシーの提言：信頼される明日のための今日における共同行動』を採択するとともに、同ラウンドテーブル会合の先端技術作業部会においては、AIに関する各国のアプローチについての知識共有と能力開発及び新たな課題の検討を議論の優先事項として提示した。同年12月にオンラインで開催された同ラウンドテーブルフォローアップ会合での議論においても、将来予測的な手法を採用したAIエージェントを含む新技術を理解するための取組の継続を確認した。

また、人工知能戦略本部は、2025年12月、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」を決定した。当該指針は、「人間中心のAI社会原則」（2019年3月統合イノベーション戦略推進会議決定）に掲げられた理念を踏まえ、AIの研究開発及び活用における適正性を確保する上で考慮すべき要素の一つとして、不当な偏見や差別の発生又は助長を防止するといった、公平性の確保の重要性を明示し、ステークホルダーに対して自主的・能動的な対応を促すために策定された。

3 小括

上述のとおり、行動計画5年目においては、国内外のサプライチェーンにおける企業の人権尊重を促進するための取組として、「指導原則」に基づく人権DDの実施促進のための各種施策、公益通報者保護制度や外国人材の受入れ・共生等に関する取組が特に進展した。

企業活動におけるより実効性のある人権尊重の促進を図るため、政府は、「ビジネスと人権」に関する行動計画を改定した。政府としては、人権を保護する国家の義務を認識し、ステークホルダーとも対話を継続しながら、改定版行動計画の実施や周知を通じて、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保していく。

これらを通じ、責任ある企業行動の促進を図ることで、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進への貢献、日本企業の国際競争力及び持続可能性の確保・向上、及びSDGs達成への貢献を目指していく。

(了)